

# 持込ニュース23

No.33

## 10月は不適正搬入防止月間です！

清掃一組では、10月を「**不適正搬入防止月間**」と位置付け、23区と連携し、搬入物検査の強化など不適正ごみの搬入を防止するための取組を行います。

今月号は**防止月間特集号**として、ごみを持ち込む際の注意事項をお知らせします。



防止月間中、チラシの配布やのぼり旗の掲示をしています。

### ■ 水銀混入ごみは絶対に持ち込まないでください

事業活動から排出された水銀混入ごみは「**産業廃棄物**」です。**東京二十三区清掃一部事務組合の処理施設には持ち込めません。**



### ■ 受入基準の厳守をお願いします



清掃一組の受入基準を満たさない不適正ごみが、設備内に詰まったり、絡み付いたりして、停止の原因になる場合があります。

清掃工場等に搬入可能なごみの基準についてはホームページでご確認ください。

<http://www.union.tokyo23-seisou.lg.jp/>



焼却炉内部の様子



金属類が詰まった様子

## ■ 搬入物検査にご協力をお願いします



清掃一組では、搬入状況を確認するため、搬入物検査を実施しています。

10分程度お時間をいただくこととなりますが、施設の安全、安定的な運営、そして東京二十三区の廃棄物処理の更なる適正運営に向け、**搬入物検査へのご協力をお願いします。**



搬入物検査の様子

搬入物検査で確認された不適物



一斗缶



蛍光管

## ■ 悪質な不適正搬入に厳しく対応しています

搬入物検査等で著しく悪質な搬入が確認された場合は、**搬入物検査の強化**や、関係機関と連携して**行政指導等**をおこなっています。

今一度、関係法令をご確認いただき、遵守徹底をお願いします。

## ■ 安全な車両通行にご協力をお願いします



・歩道は**歩行者が最優先**です。**清掃工場に入退場する際は、必ず一時停止**して、歩行者の有無の確認を行い、歩行者の通行を妨げることがないようにしてください。

・構内道路を通行する際は、**十分な減速**をお願いします。

※葛飾清掃工場では、構内道路に**ハンプ**を設置しました。

印刷物登録  
平成30年度 第79号

発行 東京二十三区清掃一部事務組合 施設管理部管理課 搬入指導係  
〒102-0072 東京都千代田区飯田橋三丁目5番1号東京区政会館13階  
TEL 03-6238-0733 FAX 03-6238-0740